

第3回 八尾市男女共同参画推進にかかる条例検討委員の会 会議録（要旨）

- 1 日時 平成21年7月30日（木）午前10時～12時
- 2 場所 八尾市役所西館5階 502会議室
- 3 出席者 別紙
- 4 会議内容
 - （1）挨拶、送付資料の説明
 - （2）議事
 - ・ 八尾市男女共同参画推進にかかる条例に盛り込む内容について

5 議事内容

案件八尾市男女共同参画推進にかかる条例に盛り込む内容について

事務局から、**資料1**ご意見をいただくにあたっての参考資料、**資料2**豊中市の苦情処理についての説明

〈座 長〉送付資料ついて、質問等ありませんか。

〈委 員〉男女平等の規定のところをもっと丁寧に説明する必要があると思います。市民の生命の防波堤となるような条例をつくってもらいたいと思いますので、この辺を膨らませたら、もっとよくなると思いました。ですから、「我が国では憲法に男女平等が規定され」のところを「男女共同参画に向けた取組が行われてきましたが、暮らしの中で男女平等・男女共同参画を実感するには」というよりは、ここを「実現するには」という書き方がいいかと思います。また、この部分については、高槻市の前文を参考にし、つけ加えたら、もっと良くなるのではないかと思います。次に、「少子長寿（高齢）化、人口減少傾向にあって」というところについては、省いたらどうでしょうか。社会情勢は変化しますから、もっと大きくとらえるような書き方がいいのでは。そして、「豊かで活力があり、安心して暮らすことのできるまちづくり」というのを、メインに出していく。そして一番気になったのが、「人権尊重の社会づくり条例」と「市民参画と協働のまちづくり基本条例」と書いてある部分で、初めからこの二つの条例が出ているのには、違和感がありました。特に「人権尊重の社会づくり条例」は、本当に人権のとらえ方が狭いと思います。基本的人権は、命を尊重するという大きな人権の問題であると思うので、この箇所は外して欲しいです。あと2つ目と3つ目に書かれている内容についてですが、とても具体的に書かれているので、例えば2つ目については「リーダーとして活躍している女性の割合が高くありません。」というのには、「共同参画できていません」というように。3つ目についても、「方針決定や、管理・経営部門に参画する女性は少ないのが実態です。」というところを、「共同参画できていません」というようにすれば、もっと大きくいろんな意味が含まれてくると思います。

〈座 長〉ありがとうございました。前文について、他に御意見はありませんか。

〈委 員〉前文については例1と例2がありまして、例2については、今まで検討委員の会で出た意見を踏まえて、八尾市の特性を出した表現になっており、例1よりは例

2の方が、八尾市の条例としてよいのではないかという感じがしました。これまでの会議の中で、この男女における差別の問題を考えると、特徴的なものとして農業のことがありましたが、八尾市には外国にルーツを持つ市民が比較的多いというのも特徴なので、せっかく八尾のことから書き始めている中の一つに異文化というか、「外国にルーツを持つ人たちの中でも」というようなことが、あってもいいのかなと思いました。

〈座 長〉他にご意見ありますか。この前文に関しては、例1か例2かということならば、今の御意見で大体、例2を中心にやっていくということではよろしいでしょうか。それと書き方の順番や、少し充実させるところと、削るところの御指摘もありましたので、これはもう一度事務局で書き直してもらい、次回もう一度検討することにしたと思います。前文の内容の順番については、先に八尾の特徴を出していき、「しかしながら」というような形にしていくのが良いかと思います。「八尾市は外国人の人たちが多い」ということも入れて、1つ目から3つ目の内容の順序を変えるなどして、もう少しまとめる。また、「人権尊重の社会づくり条例」と「市民参画と協働のまちづくり基本条例」が最初に書いてありますが、人権というような歴史のあるものについて、これを1番目に出すというのはどうだろうかという御指摘もありましたので、もう一度見直してほしい。入れるとしても、もう少し後で入れる。

〈委 員〉今検討している条例というものが、独立している条例であると思うので、既にある2つの条例については、前文から外した方がよいかと思います。

〈座 長〉前文に他の条例を入れるというのも、唐突な感じがしますね。それから、「①男女共同参画の考え方を浸透させ、その仕組みづくりを行うことが急がれます。」と「②男女共同参画社会の実現が緊要の課題です。」のどちらにするかということですが、①の方でいいのではないのでしょうか。

〈委 員〉例えば、我が国の全体の様子が書いてあるのが4つ目です。まずそこから書いて、それから八尾市というふうに書いていくのがいいのでは。

〈座 長〉それもいいかもしれないですね。あと、3つ目の項目に八尾の特産物が書かれています、「枝豆」や「若ごぼう」だけではありませんよね。

〈委 員〉枝豆や若ごぼうは確かに八尾の特産物ですが、なぜこれらを条例に書くのか。他にも中小企業などで、女性の手で営まれているものがたくさんあるのに、枝豆と若ごぼうだけを取り上げるのは、少し変な感じがします。

〈事務局〉わかりました。以上のことを踏まえて、内容を修正してみます。

〈座 長〉次に、用語の定義についてですが、「男女共同参画」では例1と例2が書かれています。これも前回の会議で、例2の方がいいのではないかということでした。例2を中心にさせていただくということではよろしいですか。次に「積極的改善措置」についてですが、これを入れるということで、積極的改善措置って何なのか、これはどうでしょうか。

〈事務局〉例1については、機会に係る男女間の格差を改善するため、男女いずれか一方に対して、積極的にそういう機会を提供していくことを言っており、例2については、少しトーンを落として、機会について男女の間に格差がある場合にはと、一回前置きがあります。ある場合には、その不利な状況にある方の性に対して、必要な範囲で機会を積極的に提供し、さらに、それでもって格差を改善しようとする

ることとしています。

〈委員〉それは何が違うのですか。

〈事務局〉例2の方が、例1に比べて弱い表現だと思うのですが。

〈委員〉しかし、例1の方でも格差改善をするためにということなので、結局、格差を改善するということですから、双方にそれほど違いがないという気がします。

〈座長〉受ける感覚の問題だと思うのですが、わかりやすいのは例1の方ですね。

〈事務局〉では、例1ということで。

〈委員〉例1の方でも、結局、「男女いずれか一方に対し」と言っていますが、その場合にやはり格差を改善するためにとあるから、そこで上下があることが決まり、上下の関係を改善するわけです。しかも最後のところで積極的に機会を提供するということは、結局、最初のところで決まった下の方の者に対して、積極的な機会を提供するということになるので、結果的には例1の方でも、不利な状況にある方の性に対する趣旨は入っているということになりますね。

〈座長〉例1の方がわかりやすい。では、次に「セクシュアル・ハラスメント」の定義ですが、これでよろしいですか。「市民」については、各種団体も市民に含むということですが、いかがですか。

〈委員〉そこがよく分からない。各種団体というとそれぞれの意味があり、例えば子ども会でもそれぞれの理解があって、なぜ各種団体が「市民」に含まれるのか。

〈委員〉結局、これは技術的な問題にすぎない。というのは、各種団体を構成している人は、結局のところ市民です。そうすると、その市民に対する責務としてこの条例を組むのか。それとも、そうではなくて各種団体自体がその責務を負うことになるのか。例えば子ども会を構成している子ども一人一人ではなく、子ども会自体がその責務を負うという形で、責務をかけていくことになるわけです。ですから、どちらのやり方を取るのかという問題にすぎないと思います。

〈委員〉市民参画と協働のまちづくり基本条例をつくるときにも議論になったのですが、自然人である一人の市民と、団体という法人、事業体を「市民」とするのか。ここでは市民、事業者、教育関係者となっていますが、市民参画の条例からいくと、市民も事業者も教育関係者も皆市民だという定義になってくるかと思います。その中で、ただ市民と言ったときには自然人の市民と普通は想定してしまうので、法人の市民も入れたいという思いがあり、市民、事業者、教育関係者という書き方がいいのかなという話がありました。私は、法人である市民も入れていいのではと思います。そうしたら、事業者も教育関係者の項目も要らないということにもなってきますが、市民というと自然人の市民しか想定をしないので、個別に書いてもいいのかと。それで、書き方を広げるという意味では、各種団体というと自治振興委員会とか、いわゆる青少年育成連絡協議会とか、そのような市の各種団体だけを想定しまするので、表現がいいかどうかは別にして、私は各種団体、あるいは市民グループみたいなものというように、ぐっと書き方を広げてもいいのではないかと。それから、市民の項目ですが、次の事業者のところでは基本的に例2でいくと、事業を営む人となっていますが、例1にあるように営利・非営利を問わずというようにしないと、事業というのはもう普通の人間は営利事業としか考えない。各種団体も、ここで言うと事業者の方にも十分になっていくと思われます。教育関係者という項目では、教育、保育、指導にあたる者となっていますが、

いわゆるPTAのような保護者は、もちろん市民でも入り、事業者でも入りますが、教育関係者という切り口のときにも教育、保育の指導にあたる者、あるいはその保護者というようなことでもまた改めて書いて、できるだけ範疇を広げていくという方のスタンスがいいのではないかと思います。それと、これは項目が違うのですが、条例制定のときの障害者の表現ですが、八尾市はこの漢字を使って「障害者」と書いており、これは今まで統一されてきているのだと思うのですが、八尾市の社協関係は、今、漢字・仮名まじりの「障がい者」の表現で統一をされています。社協の文書は全部それになっていて、府はどうするのかと。報道では障害者の「害」を石偏に得る方の昔の障害の「碍」が、当用漢字に今度、認定されるということも想定されるので、その辺の表現はどうするのか。府の動きなどに注目しつつ、字をどのように書くのかと少し気になりました。

〈委員〉本当に八尾に関わっている人が、みんな良かったというような内容になればということで、いろいろ条例に入れてもらっているのは良いことだと思います。でも、各種団体も市民に含むというところが、やはりわからない。伝統的な団体もありますし、他にも多々あるかと思うので、それをどう拾い集めるのか。あえてここに入れなくてもいいのではないかと思います。勉強不足だと思うので、また勉強しておきます。

〈座長〉例えば、自治振興委員会や子ども会はどうですか。

〈委員〉各種団体とはどういう団体を指すのか、人によって考え方が違います。従来の各種団体だけが責務があって、半分ボランティア的な団体が、我々はそのようなことは関係ないというふうに関き直られたら、どうにもならないので、入れるなら「あらゆる団体」の方がいいかと思います。これは、人によっていろいろな受け止め方があるので、表現の仕方は難しい。

〈委員〉法律的には、定義のところで「市民」と書くと、その後に出てくる例えば市民の責務では、その市民となったものがここにかかってくることになります。ここはいいと思うのですが、特に苦情申出のところで、苦情申出ができるのは市民ですから、したがって各種団体も苦情申出ができるということになるんです。それから、相談申出も同じことになるわけです。結局のところ、そういったように個々のところに出てくる市民というものに、全部これに書き込んだ市民を、そのところにそれぞれ当てはめていいのかどうかというのが、条例をつくるときには恐らく一番大きな問題になってくると思います。ですから各種団体の言い方という、その技術的な問題は確かにあるかもしれないですが、それ以上にやはりそういうところをちょっと考えた上で、市民という概念を明らかにしていただいた方がいいのかなと思います。

〈委員〉あらゆる団体とか、そういう各種団体という言葉のイメージは、大きい団体、例えばPTAや子ども会、福祉委員会とかです。今盛んに新しくできてきている団体も皆網羅するとなると、「各種」という言葉を省いて、あらゆる団体というような表現にした方がいいのかもしれない。個人だけではなく、団体もその責務を負い、自分らの団体の活動の中で、どうかなと思うことはチェックされなければならないのですから。

〈座長〉ここに入れるのは、そういうようにこの条例は皆さん方にも関係があるんですよということを、いわば念押しするような意味があるということ。

- 〈委員〉無くてもわかるだろうけれど、さらにそれを強調しようということで入れてはと思います。
- 〈座長〉例えばそういう団体を構成している人も、自立した個々の市民ですから。そういうことをしっかりと受けとめてくださいねということなので、意味は通じると思います。どうしますか。多数決にしましょうか。
- 〈委員〉次まで保留にしていいいですか。
- 〈座長〉削除するか、あらゆる団体とするかですね。
- 〈委員〉自然人だけを市民という表現にしておくと、例えば、男女共同参画に関するような報道があったとき、そのグループとしての問題点を指摘できないというか、そのグループのトップが勝手にしたこと、というようなことになるのではないですか。
- 〈委員〉これはあくまでも条例で、禁止事項を書いたり、戦うためのものではなく、市民としての自覚というのが大事だと思うので、ちょっと勉強しておきます。
- 〈座長〉では、次回にもう一度検討するということで。次に、事業者についてですが、いかがですか。
- 〈委員〉この頃、NPO法人とかいろいろありますので、「営利・非営利を問わず」と書かれた例1の方がいいと思います。
- 〈座長〉農業経営者も事業者の範疇に入ることと逐条解説で記載するというので、よろしいですね。
- 〈委員〉公共・民間を問わずというときに、民間の方はすごくわかりやすいと思うのですが、公共の方には、市役所も入るということですね。そうすると、市役所としては、市の責務も実現しなければならないし、事業者としての責務も実現しなければならないというふうに、二重に責務をかける形にしたいということと理解していいのでしょうか。
- 〈事務局〉公共としてイメージしていたものは、例えば外郭団体です。市は市であるけれど、よく似た公的な公益法人というものです。
- 〈委員〉ということは、明確にするため、事業者の定義から市を除いた方がいいのかもしれないですね。多分それで後の方は問題ないと思います。市の責務には、事業者の責務として掲げられていることが、ほぼ内容的には含まれていると思いますので、その方がいいと思います。
- 〈委員〉「市は除く」というのは、書き方はどのようなのですか。
- 〈委員〉最後に括弧して、市を除くと書きます。
- 〈委員〉でも市は今言われたように、ここで除外されても、当然、事業者以前の問題として、市民以前の問題として、この条例で規定されるようなことを先頭に立って実行しなければならない主体になります。ここで公共という表現になるのか、何になるのかわからないのですが、そのときにあえて法律的に「市は除く」みたいなことを書き加えなくても、混乱しないのではないかと。
- 〈委員〉感覚の問題かもしれないのですが、やはり法律家としてはにわかに賛成できない。つまりそれをしてしまうと、この条例自体が、適用関係がはっきりしない条例ですので、法律上は適用が不能の条例であるということになってしまいます。
- 〈座長〉そうしたら例1で、「公共・民間を問わず」を削除して、「営利・非営利を問わず、事業や活動を行うもの」ということでいきますか。次に、教育関係者につい

てですが、これは保護者、指導にあたる者ですね。

〈委員〉これは、学校、幼稚園、保育所とかは決まっていますが、塾の先生はどうなりますか。

〈委員〉営利に入るのでは。

〈委員〉塾というのはものすごく多いでしょう。

〈事務局〉ここが事務局で悩んでいるところなんです、ここで用語を定義するのは、後で教育関係者の責務というところから出てくるので、責務を当てはめる教育関係者とは、こういう人のことですよということで、定義しています。家庭教育、社会教育、職業教育、教育にも学校教育以外にいろいろな教育があり、そのような教育に関わる者も責務を有するということに書けば非常に広がります。家庭教育といえ、ここでいうように保護者、父母とかも入ってきますし、社会教育というのを入れますと、少年野球の指導者も入ってきて、どんどん広がっていくというので、一定、このような感じで書いています。これを書いたときに思ったことは、幼稚園の先生は市に任命権があり、小学校・中学校等につきましては大阪府の任命権となるわけです。大阪府の条例に教育関係者の責務がないのに、八尾市の条例ではどのように書けるのか。確かに教育が果たす役割、影響力というのは、とても大きいとは思いますが。ですから、後ほどに「理解を深めるための措置」ということで、教育、学習を通じても行っていかなければならないということは、入れなければならないと思っています。それを責務で入れるとなると、どのようにしたらいいのか悩むところです。

〈委員〉教育関係者という縛りをつくると教育に携わる者は皆含まれるという広がりをもっていて、そうすると広がり過ぎるので危惧して、純粹に教育委員会関係者と絞る必要が出てきますね。

〈委員〉多分、書き方としては一つの方法ですが、まず定義からはもう教育関係者を外す。それによって教育関係者は市民の方で受ける。その代わりに条文を別に1項起こして、教育の場面において、特に男女共同参画を実現することが必要だというような書き方をする。これで、すべて入りますから、例えば家庭教育であろうが、社会教育であろうが、学校教育であろうが全部含めることかできると思います。

〈座長〉そうすると例えば定義とか、それから責務のところから教育関係者という言い方を消すということですか。

〈委員〉そういうことです。

〈事務局〉理解を深めるための措置というところで、「教育・学習を通じて、基本理念について市民等の理解が深められるよう、必要な措置を講じる」と書いてあるのですが、学校教育や教育行政であるとかそのような書き方はしていないのですが、曖昧すぎませんか。

〈委員〉それぐらいでいいと思います。

〈事務局〉明確に教育関係者と取り立てて言うのであれば、なぜこの人たちだけ取り上げるのかということになります。

〈委員〉その定義のところで確認をしたいことがあるのですが、男女共同参画、積極的改善措置、セクシュアル・ハラスメントについては定義を置くということですが、後の方で出てくるドメスティック・バイオレンスについては定義を置かないのですか。

〈事務局〉入れた方がいいですか。

〈委員〉入れた方がいいと思います。

〈事務局〉では、また例文をつくってみます。

〈座長〉用語の定義に関しまして、ほかに何かありますか。それでは次に、基本理念についてですが、ここは①から⑤について、2ページにわたって書かれています。①「男女の人権の尊重」について、例1、例2とありますが、これについていかがですか。

〈事務局〉例1と例2の違いは、波線のところについて、DV問題を「男女の人権の尊重」という部分に入れ込んでしまうのか、もしくは、最近やはりクローズアップされていることなので、この項目だけ新しく項目を設けた方がいいのか。それとも、「男女の人権の尊重」という部分ではなくて、暴力を受けるということは体を殴られたりしますので「身体・健康への配慮」に入れた方がいいのか。ちなみに、「あらゆる暴力の根絶」ですが、最近よく言われているのは、暴力を受けるのは女性ばかりではなく、男性の場合もあるので、「男女間の」としています。また、「あらゆる」というのは、肉体的、精神的、経済的の全ての意味で入れています。

〈委員〉あらゆる暴力の根絶というのを、はっきりとここに書いたらいいと思います。

〈委員〉例2の方がいい。この頃、女性の方が強く、男性が暴力を受けることも考えられるので。

〈座長〉では、例2の方で、つくっていただくということでよろしいですか。次に移りまして、②「制度慣行への配慮」ということで、これについても例1、例2とあります。

〈事務局〉例2については、制度又は慣行の中には、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女共同参画社会の形成を阻害するおそれがある場合があるためという、少し回りくどい言い方になっており、いろいろ制度慣行があるという書き方にしています。

〈委員〉例1の方がいいかと思います。それは結局差別というのは、別にどういう理由であれ、やってはいけないことに間違いはないわけですから、例1の方がいいのではないか。また、男女共同参画社会の形成を阻害するおそれがなければ、差別をしいのかと言われると、それはちがいます。そうすると、やはり例1の方がいいのではないのでしょうか。

〈座長〉他にいかがでしょうか。

〈事務局〉この条項は、結構回りくどい言い方をされていて、「これって一体何のことを言ってるのか」という感じはしませんか。この「固定的な性別役割分担を反映した制度又は慣行が」とありますが、具体的には何なのか分かりにくくないですか。

〈委員〉例えば会長はいつも男性の名前が出るとか。

〈事務局〉そうですね。慣行といったら、慣わしというか、当たり前のようになってしまっている。例えば卑近な例で言いますと、お葬式の喪主は男性が務めるものとか、止め焼香は誰がやるかとか。また、制度についてはどうですか。

〈委員〉制度というのは、多分いろんな意味の制度があると思います。例えば民間企業で実質的に男女で賃金体系を差別的にしているような場合や、通常の問題としては男女で結婚ができる年齢が違うこととかです。

〈事務局〉そうですね。慣行の方はちょっとイメージできたのですが。制度って、例えば児

童扶養手当が、母子家庭にはあるけれども父子家庭にないというのは、これは固定的な性別役割分担を反映している側面もあるのだろうかとも考えました。

〈委員〉制度をつくるときに、父子家庭があるということを余り想定せずに制度をつくったという可能性もあります。社会的な問題として、やはり母子家庭の問題の方が大きいということがもともとの認識だったと思います。

〈事務局〉民間の会社で扶養手当をもらうときに、男性であれば支給するけれども、女性が夫を扶養する場合には支給しない、というような慣行が昔ありましたね。

〈委員〉もう今は、そのような制度にはなっていません。それが現実发生过っていたら、それは問題です。

〈委員〉制度的にはそういうふうになっていなくても、実際に今あらゆる訴訟が起きているでしょう。例えば結婚したら、退職するのが当たり前とか、夫の仕事の関係で妻が仕事を辞めなければならないとか。

〈事務局〉語尾が、「配慮をされること」と少し弱い表現になっているのですが、これは国の法律もこのようになっています。それは慣行の中に、例えば、宗教や伝統と絡めて延々と残っているものがあるので、そういうようなものについては一刀両断で「してはならない」となかなか言えないので、徐々にみんなが見直していきましようということで「配慮されること」としているのではないかと思います。

〈委員〉何か一言入れたらどうですか。実際に運用されるような制度をつくるとか。前向きに改善するとか。

〈委員〉ただ、前向きに改善するということに、問題は何を改善するかということが大事。

〈委員〉活動の選択に影響を及ぼすことのないようにするということですね。

〈委員〉それでもいいです。

〈委員〉及ぼすことのないようにすること。強めるのなら、そういう表現ですね。

〈事務局〉この部分は、パブリックコメントを行った場合に、やはり意見の分かれていくと思われるころであり、こういうところが一番、実生活の中に入ってきている部分ではないかと思います。

〈委員〉八尾の中学校の林間学校で、洞川に行っているようですが、山上ヶ岳に上がるにあたり、女人禁制という制度があるというのをどう教えていくのか、あるいは八尾市内でも山上ヶ岳への登山募集をされていますが、そのときに、私も行きたいという女性がいたとき、活動グループにどのように言っていくのか。日本赤十字奉仕団という団体があるのですが、婦人部しかないんです。日赤奉仕団の男性部はない。だから自治振興委員さんの中で、女性の方はその婦人部に入っていて、日赤奉仕団婦人部として活動していただくというならわしになっています。これは日赤奉仕団そのものが全国的に婦人部という組織であるということと、それに対して各自治体でどのようにしているのか。もう一切自治振興委員会とは別個の、任意の団体としてやっているのか。八尾の場合は自治振興委員になると、女性は日赤奉仕団婦人部に入ってもらおうということが制度であるのか、慣行であるのか。

〈委員〉そこは婦人部だけですか。

〈委員〉全体としては日赤奉仕団ですがね。

〈委員〉いろいろありますね。大相撲で女性が土俵に上がれないとか。そういうことは難しいです。

〈委員〉やはり古くからある制度とか慣行というものが、社会に残存していて、この規定自体は結局、それが男女共同参画社会の実現にとって一番問題であるということ。例えばその表現というかトーンの問題で、結局、古い制度とか慣行に対して、どこまで公の手を踏み込んでいくのかということですね。そこには、やはり踏み込み過ぎるというのは、やはり好ましくないということで、この「配慮されること」という表現が、多分、一般的に使われているのだと思うのです。

〈事務局〉まずは、この条例で、そのようなところも気づいてもらいたい。ここで、そのようなものは無くしていくとすると、今度はリアクションも含め、いろいろな問題も出てくると思います。

〈委員〉リアクションのないように、みんなで共通理解するために、余りきつくしない方がいいですね。

〈事務局〉まずは気づいてもらう。前回までの会議で、児童虐待の話も入れておいた方がいいという御意見があったときに、これは男女の条例だけれども、児童虐待は関連しているので、そこにも気がついてもらいたいというのが出ました。条例はそういう意味もあるのではないかと思います。

〈座長〉いろいろ出てきましたが、今までの話の中心になっていたのは例1ですね。「配慮されること」というよりは、「配慮しなければならない」ぐらいで、少しその辺で強めてみるというのはいかがですか。とりあえず次回、全部まとめてもう一度見直すということで、それまでの間、皆様にも少しお考えいただくということでもよろしいですか。それでは次に③「決定過程への共同参画」ですが、これは国の男女共同参画基本法の中でもうたわれている内容で、ほぼ一致していると思うのですがいかがですか。それでは、これもこのままでいきたいと思います。次の④「家庭生活との両立」ですが、こちらに関してはいかがですか。最後のところで、「環境整備されること」ということになっていますが。

〈委員〉前回、環境を整備しましょうという意見が出たので、ここで入れてもらって良かったです。

〈委員〉これは誰が整備するのですか。

〈事務局〉市です。

〈委員〉市ですか。ただこの文言からすると、その趣旨はちょっとわからないですね。

〈事務局〉制度、施策、施設、意識啓発などを含むということ。育児休業制度や、そのようなものをどんどん導入していく、保育行政も充実させていくとか、父親への育児・家事参加を呼びかけるような意識啓発を更に進めていくというようなことを全部含んでいます。

〈委員〉そうすると、誰がやるかというときは、市がやるということですね。

〈委員〉そこをはっきりしないと、曖昧にならないようにしてほしい。女子差別撤廃条約でも、子どもの養育の責任は両親もあるし、社会全体で責任を負うということをしちゃんと文章化していますから、そのこのところをはっきり書いてほしい。

〈委員〉ではこれはここに入れなくて、市の責務のところに入れた方が、すっきりするのではないかと。ここは基本理念の部分です。要するに、八尾市が考える男女共同参画というのはこういうものと、これが理念ですということを言っている部分ですから、そこに具体的な措置の問題は入れない方がいいと思います。

〈座長〉その方がすっきりしますね。

市がその環境を整備するんだということで、そこははっきりさせておいた方がいいのでは。家庭生活との両立も、これも基本法の中で書かれているのは、その当該家族の中でそういうふうに共同で参画してくださいということが中心になっていますので。

〈事務局〉わかりました。

〈座 長〉「家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援のもと、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動に、家族の一員として役割を担う」の部分は、「ともに」を入れた方がいいですね。「ともに役割を担う」で切っておく方が、すっきりするのではないですか。環境整備に関しては、市の責務に入れておくということでよろしいですね。

〈事務局〉ありがとうございます。

〈座 長〉次に、⑤「身体・健康への配慮」についてですが、DVに関しては、「性別による権利侵害等の禁止」のところでしっかりうたわれています。ですから出産、妊娠ということと、女性の生涯にわたっての健康な生活を営むということを保障するという意味で、一番上に男女がというのがついていますので、これは両性にかかわるものだというような形の表現でいいのではないかと思います。それでは次に市の責務について、先ほどの環境の整備というものを、こちらの方に移していくということですが、これを上手に入れることが中心になるのかもしれませんが、その点につきましても、御意見ありますか。

〈委 員〉具体的な入れ方ですが、「男女共同参画を推進するため、体制の整備その他必要な措置を講じるように努める。」という書き方で、恐らくその職場等の環境の整備というのは既に組み込まれているかと思います。ただ趣旨として、やはり入れたいという御意見が強いようですので、体制及び環境の整備というのを、何か工夫する形で入れていただいたら、すっきり入ってくるだろうと思います。

〈事務局〉両立支援につきましては、事業者のところにも出てきております。

〈委 員〉どちらも一緒ですね、事業者の方も。

〈事務局〉それは横にも書いてありますように、ワーク・ライフ・バランス憲章とか、国のつくっております行動指針には、自治体の責務、国民の責務、事業者の責務というのが出てきますので、この両立支援についても、事業者のところにも入れています。

〈座 長〉市の責務のところで大きく、体制及び環境の整備というような形でくくり、どこにもかかわっていけるような形にしておけば、事業者の責務のところで、いわゆる職場と家庭の両立、これはもう非常に職場の環境によりますので、事業者の方には、そこのところもしっかりと努めていただくというような形で、二重にかけておいても問題はないのかなと思います。

〈委 員〉賛成します。ぜひどちらにも置いておくように。

〈委 員〉それがいいと思います。

〈座 長〉そうしましたら、市の責務ですが、「男女共同参画の推進を阻害する要因（例：DVや虐待）の防止に努める。」とありますが、「理解を深めるための措置」のところに inser するというような御意見もありましたがいかがですか。

〈委 員〉重複しているけれど、責務としてははっきりします。

〈座 長〉責務として、例でDVや虐待に绞り込むか、それとも例のところを抜くか。要す

るに、要因の防止に努めるというような形で広くしておくのか、その辺も恐らく推進を阻害する要因というのは、DV、虐待以外にもたくさんあると思うので、この辺をどうしますか。

〈委員〉間接差別とかいっぱいありますから。

〈座長〉そうですね。

〈事務局〉それでは、例を抜いて、阻害する要因の防止に努めるということでよろしいですか。

〈委員〉市の責務のところの規定そのものが細かいところに入り過ぎていて、もっと大きくとらえた方が良いのではないかと思います。むしろ市がきちんと男女共同参画社会を実現していかなければいけないんだという方が、はっきりするような気がします。今、例にあがっているものを見ますと、「相談並びに必要な応じた支援」とありますが、これは具体的にこれをやっていくという話ですね。これについては、後のところで同じような規定が出てきますが、ここまで細かいことを入れてしまうと、その結果、全体として大きくやっていこうという趣旨が出にくいのではないかと。そういう意味では、4～6つ目の項目については、除いて、みんななどとにかくやるというのを明らかにした方が良いかと。

〈委員〉おっしゃることは、わかるのですが、実際に相談窓口は、本当に細かいところまで出来ていないと思うので、これを入れておいた方がよいと思うのですが。

〈事務局〉市の責務としては、施策を策定して実施する、市民の人たちと一緒にやっていく、それに対して必要な措置を講じるように努めるとなるわけです。4つ目からの項目については、広報啓発や、理解を深めるための措置のところにとらった書き方をしていますので、そこにきちんと入れていくというご意見ですね。また、「男女共同参画について」という書き方にはせずに、基本理念の一つ一つをきちんと理解を深めていってもらうために、「基本理念に基づいて」と前置きを書き込んでいます。

〈委員〉それでは、4つ目から6つ目の項目については、広報・啓発かどこかに書いても矛盾はないのですか。

〈座長〉理解を深めるための措置ですね。

〈委員〉これは、市の仕事ですからね。勉強してきますので、保留にしておきます。

〈委員〉私が先ほど申し上げたのは、ここで細かく書き過ぎると、それだけやればいいのかというような印象があるということです。ただ、言われているように、これは随分議論が出てきておりますので、もし入れた方がよいということであれば、この形で独立の項目に見えるようにしないで、3つ目の項目の中に必要な措置を講ずると書き、具体例のような形で、ここに入れ込んでいく。これで、恐らく皆さんの御意見が十分反映される形で成り立つのかなと思います。

〈委員〉それすらできていないという思いがあるから、これを皆さんに言いたいと思うんです。

〈座長〉それでは、市の責務の上の1、2、3の項目をとにかく生かすということで。そして、3番目の中に体制及び環境の整備を、その他の必要な措置を講じるということで、具体例で、先ほど懸念されているような内容を含めて、一度つくってみるということでいしましょうか。その次の市民の責務ですが、これに関しては、よろしいですか。次の事業者の責務というところですが、ここについてはいかが

ですか。

〈委員〉これでいいと思います。

〈座長〉両立ができる環境の整備というのもいいですね。

〈事務局〉「市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努める」とありますが、これはいかがですか。

〈委員〉これは別になくてもいいと思います。男女共同参画の推進に努めるというのが、最初に出ていますので。

〈座長〉それでは、4つ目を抜きまして1、2、3ということですね。教育関係者の責務は抜くということでしたが、なくなるということによろしいですね。

〈委員〉当然なくなりますね。

〈座長〉時間になりましたので、事務局お願いします。

〈事務局〉それでは、本日いただきました御意見をまとめ、資料を訂正いたします。次回の会議は8月12日水曜日、午後2時からとなっており、本日の会議の続き「市民等の協働」のところから始めたいと思います。

〈座長〉そうしましたら最後確認ですが、今日決まりました責務についてまでは、条例に非常に近い形で文書も整えていただいて条文の形にさせていただく。後半については、次回、最初冒頭のところで前回の部分の見直しをし、本日の会議の続きから取りかかって、パブリックコメントにもっていくということですね。

〈事務局〉次回、特にご協議いただきたいのが、前回、非常に話題になった苦情処理の部分です。それともう一つ「男女共同参画社会基本法」に書かれている男女共同参画会議の要否についてです。

〈座長〉それは男女共同参画審議会のことですね。

〈事務局〉はい、審議会のことです。国では男女共同参画会議と言います。八尾市として審議会を置くか置かないか御意見をいただいて、次回はぜひそこに踏み込みたいと思いますので、よろしくお願いします。

〈座長〉それでは、本日の会議はこれにて閉会とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

別紙

(委員)

細見	三英子	座長
関根	聡	副座長
西田	幸介	委員
中西	啓詞	委員
二宮	久子	委員
小松	照明	委員
眞鍋	トミエ	委員
大中	美子	委員
柏本	景司	委員
土本	晶美	委員

(事務局)

松村	節子	人権文化ふれあい部次長
万代	辰司	人権文化ふれあい部次長兼課長
中山	寛規	人権政策課男女共同参画推進係係長
北野	智恵子	人権政策課男女共同参画推進係副主査

資料 ・ 次第

- ・

資料 1

 ご意見をいただくにあたっての参考資料
- ・

資料 2

 豊中市の苦情処理について